

順位	氏名（議席）	発言の要旨
10	井出 晴美（20）	<p>1. 各種ハラスメント対策への対応について</p> <p>総務省自治行政局公務員部長より令和6年6月21日付で各都道府県知事等宛てに、「地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について」が通知されています。</p> <p>地方公共団体においては、関係法律及び各厚生労働省指針を遵守した上で、公務の職場は各種ハラスメント対策の模範となるべきこと、職員がその能力を十分発揮できる勤務環境を保持することによって、国民に質の高い行政サービスを実施するためにも、各種ハラスメントを防止する必要があることといった、公務職場特有の要請に応えることが求められています。</p> <p>そこで、当該通知や各種ハラスメントに関する指針を踏まえ、本市の取組について、以下7点を伺います。</p> <p>(1) 「事業主たる地方公共団体の各任命権者は、職場における各種ハラスメントを行ってはならないことその他職場における各種ハラスメントに起因する問題（以下「各種ハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするよう努めなければならない責務がある」とされていますが、その対応について。</p> <p>(2) 「事業主たる地方公共団体の各任命権者は、自らも、各種ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない責務がある」とされていますが、その対応について。</p> <p>(3) 「労働者は、各種ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力するように努めなければならない責務がある」とされていますが、その対応について。</p> <p>(4) 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）において、職場におけるセクシュアルハラスメントに適切に対応するよう求められています。その対応について。</p> <p>(5) 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント防止指針」という。）において、職場におけるパワーハラスメントに適切に対応するよう求められています。その対応について。</p> <p>(6) 顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等、いわゆるカスタマーハラスメント）の防止対策については、パワーハラスメント防止指針においては、事業主が行うことが望ましい取組とされていますが、その対応について。</p> <p>(7) 各種ハラスメント防止に向けた条例制定の可能性について。</p> <p>2. 子宮頸がん撲滅への取組について</p> <p>WHO（世界保健機関）は、子宮頸がん根絶のためのグローバル戦略を掲げ、2030年までに、15歳までの女性90%にHPVワクチンを接種、35歳までに女性の70%が高性能スクリーニング検査を受け、45歳までに再度行う、頸部疾患と特定された女性の90%が治療を受けるという目標を定め、子宮頸がん</p>

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨
10	井出 晴美（20）	<p>んのない世界の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>このような状況の中、厚生労働省は、定期接種を逃した女性を対象としたキャッチアップ接種について、本年3月までの期限を、条件付で延長する方針を決めました。当初は本年3月末までに3回接種を終える必要がありましたが、1回でも接種していれば、残りの回数分を翌年度内に無料で接種可能とするものです。</p> <p>これらを踏まえ、本市の取組について、以下3点を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) このキャッチアップ接種延長に対する通知等、その対応について。 (2) キャッチアップ対象者の接種状況について。 (3) 令和5年6月定例会でお伺いした、男性へのHPVワクチン接種費用助成の検討状況について。